

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

令和7年5月14日
一般社団法人石川県トラック協会

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第4条－第11条）

1. 対策本部の設置
2. 対策本部長
3. 構成員
4. 事務局
5. 対策本部長等の任務
6. 情報収集及び共有体制
7. 対策本部の解散
8. 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第12条－第14条）

1. 業務内容及び実施方法
2. 入員計画
3. 感染予防対策の検討及び実施

第4章 その他（第15条・第16条）

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人石川県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 トラック協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、トラック協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(用語の定義)

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第4条 会長は、石川県に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」）

が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する対応を協議するため、トラック協会対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

- 2 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

（対策本部長）

第5条 対策本部長は、会長とする。

（構成員）

第6条 対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

（事務局）

第7条 対策本部の事務局をトラック協会事務局内に置き、専務理事を事務局長とする。

（対策本部長等の任務）

第8条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

- （1）対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた対策本部副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。
- （2）対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- （3）事務局長は対策本部の運営を総括する。ただし、事務局長に事故がある場合は、別表第1に定めた副事務局長が代行する。
- （4）副事務局長は、事務局長を補佐する。
- （5）本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

（情報収集及び共有体制）

第9条 トラック協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員に周知する体制を確保する。

（対策本部の解散）

第10条 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第4条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協

議する必要が生じた場合は、トラック協会において協議する。

(関係機関との連携)

第11条 トラック協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

- 2 平時から石川県との連携に努め、発生時における県対策本部の連携について確認する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第12条 トラック協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第2にある計画に沿って貨物の運送を適切に実施する。

- 2 トラック協会は、国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

(人員計画)

第13条 トラック協会は、別表第3に定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第14条 トラック協会は職員等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底を実施するなど、感染対策に努める。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第15条 トラック協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び関係事業者等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第16条 トラック協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認め

る場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は、令和7年5月14日から施行する。

別表第 1（第 6 条及び第 8 条関係）

トラック協会対策本部及びトラック協会対策本部の組織

トラック協会対策本部	構 成
対策本部長	会長
対策副本部長	副会長、支部長
事務局長／事務局	専務理事／トラック協会事務局
副事務局長／ 〃	事務局長／ 〃
本部員／ 〃	総務課員、適正化事業課員／ 〃

別表第 2（第 1 2 条関係）

新型インフルエンザ等対策業務の内容

事務連絡業務等	必要な事務職員
県との連絡調整	6 0 %
出動事業所に対する連絡調整 (輸送指示など)	6 0 %

別表第 3（第 1 3 条関係）

新型インフルエンザ等対策業務に係る人員計画

職種	事務職 (非乗務職)
出勤体制 (柔軟に勤務形態を変更する)	6 0 %程度